

令和5年10月20日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和6年度申込時におけるベール品質調査（組成調査）の実施について

1. 申込み初年度におけるベール品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）の実施の目的
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、当協会に引き渡される分別収集物は、原則、容リプラ以外にも、製品プラや産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村等の負担（令和5年度は特定事業者負担99%、市町村等負担1%）となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村等の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、ベールに含まれる容リプラと製品プラの比率（以下、「組成比率」という。）が必要となります。

当協会と契約後は当協会が品質調査を実施し、ベールに含まれる組成比率を明確にしますが、申込み初年度は当協会と契約前のため、市町村は自ら品質調査を実施し、その結果で得られた組成比率をもとに当協会に申込みする必要があります。

原則、申込みまでの品質調査は必須としますが、何らかの理由で調査が実施できない場合は、環境省から発出された「R6年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（令和5年8月21日付事務連絡）をご参照ください。

なお、令和5年度に分別収集物を申込んだ市町村等においては、令和6年度の申込みに向けて品質調査を実施する必要はありません。ただし、期初又は期中で収集方法・内容等の変更、収集エリアの変更、構成市町村の変更等により組成比率が大幅に変更する可能性がある場合は、変更等を行った年度を契約初年度として、自ら品質調査を実施していただく場合がありますので、その際は必ず申込開始までに当協会にご相談ください。

2. 市町村等による品質調査実施の期限

当協会の申込み（10月下旬～11月下旬）までに、市町村等自ら品質調査を実施してください。

3. 市町村等による品質調査実施の手順

（1）品質調査方法

下記の方法から選択してください。

①協会の「分別収集物のベールの品質評価方法」と同じ方法で実施

品質調査の方法については、参考資料③「分別収集物のベールの品質評価方法」の内容を参考に実施してください（当協会が契約後に実施する方法を記載しています）。

②独自の方法で実施

上記①以外の方法で品質調査を実施する場合は指します。

（2）品質調査の判定基準について

上記「（1）品質調査方法」の選択にかかわらず、資料14「令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）を判定基準としてください。

また、参考資料③に判定基準の詳細を記載しておりますので、参考のうえ品質調査を実施してください。

(3) 品質調査の記録について

参考資料①「市町村による分別収集物バール品質評価記録書」(以下、「記録書」という。)に、品質調査の結果を記入してください。

「市町村による分別収集物バール品質評価記録書」記入方法

【基礎情報】

調査日や実施場所、市町村名等を記入してください。

【調査方法】

上記(1)「品質調査方法」の調査方法を選択してください。

【バールの形状】

申込み予定のバールの種類に合致した内容を選択してください。

(例) 容リプラと製品プラと産廃プラを引き渡す予定

⇒②を選択してください

(例) 容リプラと製品プラを申込み予定だが、容リプラと製品プラのバールを分けて引き渡す予定

⇒④を選択し、容リプラのバールと製品プラのバールでそれぞれバール品質調査を実施してください(別々に品質調査を実施するため、記録書は2枚必要です)。

【品質調査結果】

評価対象重量を記入し、品質調査の結果、容リプラと製品プラ、異物の量を記入してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を評価対象重量で除して算出してください。

(例) 容リプラが 45.00kg、評価対象重量が 60.00kg の場合

$45.00\text{kg} \div 60.00\text{kg} = \text{比率 } 75.00\%$ (容リプラ)

秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

・計算式

<容リプラの比率>

$$\frac{\text{品質調査における容リプラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

<製品プラの比率>

$$\frac{\text{品質調査における製品プラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

上記の【品質調査結果】の中から容リプラと製品プラの秤量値を転記し、2つの項目を合計してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を合計の重量で除して算出してください。

(例) 容リプラが 45.00kg、合計の重量が 56.00kg の場合

$45.00\text{kg} \div 56.00\text{kg} = \text{比率 } 80.36\%$ (容リプラ)

秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

ここで算出した比率が、申込時における容リプラと製品プラの比率の根拠となります。

(4) 記録書の提出方法

本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なりますので、詳細は以下の①②をご覧ください。

なお、提出期限は回答の方法に関わらず申込締切の令和5年11月15日（水）（必着）です。

①オンラインで申込みを行う場合

記録書をPDFに変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：令和6年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：（公財）日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

②郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

(5) 申込みまでに品質調査が実施できない場合の対応

原則、申込みまでの品質調査は必須としますが、何らかの理由で調査が実施できない場合は、環境省から 発出された「R6年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（令和5年8月21日付事務連絡）をご参照ください。

4. 申込時の組成比率

申込みの際、記録書の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率を、小数第1位を四捨五入した数値を記入します。

（例）【申込時における容リプラと製品プラの比率】で、容リプラの比率が80.36%の場合

80.36%の小数第1位を四捨五入 ⇒ 申込書に「80%」と記入

なお、申込書に記載された比率、数量で当協会は入札を実施し、再商品化事業者と契約します。

5. 契約以降の品質調査及び組成比率の変更について

契約後は当協会にて品質調査を実施し、以下の方法によって各年度の組成比率を決定します。

(1) 契約初年度の組成比率（契約初年度上期から分別収集物の引き渡しを開始され、容リプラと製品プラが混ざったバールを引き渡す場合）

契約初年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。

契約初年度下期の組成比率については、契約初年度上期の組成比率と、契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率の差の範囲によって変更の可否が決定します。

契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率（小数第二位まで表示）が、契約初年度上期の組成比率と比べ、

1) 0.8倍～1.2倍以内の場合は、契約初年度下期の組成比率は変更せず契約初年度上期の組成比率を継続する。

2) 0.8倍～1.2倍を超える場合は、契約初年度下期の組成比率は品質調査の組成比率に変更する。

【例1】上記 1) に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品プラの組成比率 20%
- ② 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 23.84%
- ③ $② / ① = 1.192$ 倍
- ⇒ 契約初年度下期の製品プラの組成比率は①の 20%を継続

【例2】上記 2) に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品プラの組成比率 20%
- ② 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 24.62%
- ③ $② / ① = 1.231$ 倍
- ⇒ 契約初年度下期の製品プラの組成比率は、②の組成比率の小数第一位を四捨五入した 25%に変更

(2) 契約2年度の組成比率

契約初年度下期に決定した組成比率を1年間継続します。(上記(1) 1) 又は 2) の組成比率)

(3) 契約3年度以降の組成比率

契約3年度においては、契約初年度下期と契約2年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を1年間適用します。

以降の契約年度については、契約3年度同様に、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を1年間適用します。

【例3】契約3年度の組成比率の算出方法

- ① 契約初年度下期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 18.38%
- ② 契約2年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 22.26%
- ③ $(① + ②) / 2 = 20.32\%$
- ⇒ 契約3年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第一位を四捨五入した 20%に変更

(1) ~ (3) をまとめた図は、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
(1) 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍~1.2倍以内の場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率		半年適用	市町村実施の組成比率をさらに1年半適用			初年度下期と2年度上期の組成比率の平均を1年適用	
(2) 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍~1.2倍超の場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率		半年適用	協会実施の組成比率を1年半適用			初年度下期と2年度上期の組成比率の平均を1年適用	

(4) 引き渡し開始が契約初年度下期からの場合の対応

契約初年度下期から契約2年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。合理化拠出金の品質寄与の算定のため、契約初年度下期も品質調査は実施しますが、そこで得られた組成比率を契約2年度上期から変更することはありません。

契約初年度下期の品質調査を実施して得られた組成比率は、契約2年度上期に品質調査を実施して得られた組成比率と平均し、契約2年度下期及び契約3年度の1年半の期間適用します。

以降は、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を、1年間適用します。

【例4】引き渡し開始が契約初年度下期からとなる場合の契約2年度下期及び契約3年度の組成比率

- ① 契約初年度下期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 17.64%
- ② 契約2年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 19.88%
- ③ $(①+②) / 2 = 18.76\%$

→ 契約2年度下期及び契約3年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第一位を四捨五入した19%に変更

(4) をまとめた図は、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
契約初年度下期に引き渡しが開始された場合	品質調査実施	市町村実施		協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率			市町村実施の組成比率を1年適用		初年度下期と2年度上期平均を1年半適用		

(5) 容リプラと製品プラのベールを別々に引き渡される場合の対応

容リプラのベール、製品プラのベールを別々に引き渡す場合、市町村等はそれぞれのベールの数量又は重量を管理することが必要になります（実績に基づいた値で管理できることが望ましい。何らかの理由により実績で管理できない場合は計画量でも可）。

品質調査は容リプラ、製品プラのベールそれぞれのベールについて品質調査を実施します。品質調査によって得られた容リプラ、製品プラの比率に市町村等が管理している容リプラ、製品プラの数量又は重量を掛けてトータルの組成比率を算出いたします。

※品質調査結果×ペールの数量

	品質調査結果		ペールの数量 (実績量または計 画量)	容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラペール	80.44%	19.56%	100 t	80.44 t	19.56 t
製品プラペール	9.82%	90.18%	20 r	1.96 t	18.04 t
合計			120 t	82.40 t	37.60 t

↓ 82.40 t と 37.60 t で比率を算出

(※)ペールの数量(個数)の場合は、以下の計算式で算出してください。

ペールの年間製造個数 × ペールの平均重量

(ペールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、

製品プラ共通の値を用いること)

容リプラ比率	製品プラ比率
68.67%	31.33%

↓ 小数第一位四捨五入

トータルの組成比率

容リプラ比率	製品プラ比率
69%	31%

(6) 組成比率の変更方法

品質調査の結果、組成比率の変更が必要となった場合、協会より「変更依頼書」を市町村等に送付いたします(郵送)。市町村等は「変更依頼書」に署名、押印のうえ、協会まで返送してください。

(7) その他注意事項

- ・ 契約が継続している最中であっても、期初又は期中で以下の変更により組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。
 - ① 収集方法・内容等の変更
 - ② 収集エリアの変更
 - ③ 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更
 - ④ ①～③以外に組成比率の変更が見込まれる場合
- ・ 組成比率を平均して算出する際、引き渡し頻度や量が少ない等の理由により、引き渡しがあるにも関わらず上期又は下期のいずれかの品質調査が実施できない場合は、組成比率を平均することができないため、片方の組成比率を適用することがあります。

その他、引き渡しがあるにも関わらず品質調査が実施できない(又は品質調査を実施したが組成比率の変更ができない)場合は、協会と市町村等で対応について協議します。
- ・ 品質調査の年間の回数は、今後の品質調査の実施状況、組成比率の結果、市町村等からの申込状況等を踏まえ変更となる可能性があります。

以上